

特記仕様書

第1章 総則

第1条 この特記仕様書は下記業務委託に適用する。

委託名 : 都計委 第2号
平江地区排水路測量設計業務委託
委託場所名 : いちき串木野市 平江 地内

第2条 本特記仕様書において、甲とは委託者をいい、乙とは受託者をいう。

第3条 受託者の義務

1. 業務の意図及び目的を十分に理解したうえ、諸要素を満足するよう最高の技術を発揮しなければならない。
2. 成果品はすべて甲の所有とし、甲の許可を受けないで、他に公表、貸与または使用してはならない。
3. 委託時に提示された設計資料は、業務終了後提出書類とともに、これを返還すること。

第4条 本業務は契約書及び図面によるほか、本仕様書に記載されていない事項については、下記の共通仕様書等の記載事項に従い業務を行うものとする。

- (1) 設計業務等共通仕様書（令和4年3月九州地方整備局）
- (2) 設計業務等共通仕様書（令和4年4月鹿児島県）
- (3) 測量調査業務共通仕様書（平成29年3月鹿児島県）
- (4) 用地測量等共通仕様書（平成24年4月鹿児島県）
- (5) 公共測量作業規定（平成20年10月鹿児島県）
- (6) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (7) 鹿児島県道路事業の手引き（鹿児島県道路建設課・道路維持課）
- (8) 道路土工指針（日本道路協会）
- (9) 鹿児島県道路事業設計基準（鹿児島県）
- (10) いちき串木野市道の構造の技術的基準に関する条例
- (11) いちき串木野市道の構造の技術的基準に関する条例施行規則

本仕様書及び設計図書に記載されていない事項で疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、その指示に従わなければならない。

第5条 現地調査等にあたっては、土地、物件等に損害を与えないとともに、民地の立入りについては、地元住民の意見等に留意すること。また、業務実施中、沿道の住民及び道路利用者より苦情のあった場合には、受託者において丁寧に対応し、その結果を調査職員に報告すること。特に、みだりに地元住民の感情を刺激することのないよう十分注意しなければならない。

第6条 作業の必要上生ずる土地使用、伐採、踏み荒らし、機械据付等のための物件の保証は、特に指示しない限り、受託者の責任において処理しなければならない。この場合、伐採及び物件の除却は最小限にとどめ、必ず調査職員の立会のもとに行うものとする。この規定を守らなかったために生じた補償は、全て受託者の責任とする。

第7条 本業務委託は、いちき串木野市個人情報保護条例（平成17年10月11日条例第19号）第2条に定義する個人情報を基に実施されるので、その実施に当たっては、同条例第6条第2項において準用する同条例第1項の規定に基づき、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

第2章 業務内容

第8条 添付図面の作成については、起業地表示図、法第4条表示図、起業地計画図等、参考資料として必要な図面を作成するものとしている。
なお、事業認定庁との事前相談等において、数量の増減が生じた場合は調査職員と協議の上、変更契約の対象とする。

第9条 受託者は、本業務に関して知り得た知識は、調査職員の承諾なく、第三者に漏らしてはならない。

第10条 実測及び成果品提出物の検査の結果、不良箇所があった場合は、受託者は再調査及び再提出しなければならない。

第11条 成果品引渡後において受託者の責に帰すべき誤りが発見され、調査職員がこの訂正を要求した場合は、受託者の負担において速やかに訂正しなければならない。

第12条 打合せ協議は、相談用資料作成において業務着手時・中間3回・納品時の5回以上行うものとする。

第3章 成果物の提出

第13条 提出部数は次のとおりとする。

- ・委託業務報告書 2部
- ・その他調査職員の指示があった書類 2部

第14条 成果品は要領に基づき電子データを作成し、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

第4章 その他

第15条 乙は、契約書に定められた作業計画及び実施工程表を、調査職員に提出しなければならない。

また、本委託の実施にあたって、適正な業務を円滑に施工するため、技術者と調査職員が常に綿密な連絡をとり、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認するものとする。

第16条 業務実績データ作成・登録

委託金額 100 万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた後速やかに登録するものとする。

登録機関から「登録完了のお知らせ」として、「登録内容確認書」が発行された後、乙はその写しを調査職員に速やかに提出しなければならない。

また、登録の期限は次のとおりとする。

時期	登録期限
受注時	契約締結後 10日以内
変更時	変更のあった日から 10日以内 ※ただし、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は変更の提出を省略できる。
完了時	業務完了後 10日以内

第17条 打合せ書の提出

打合せ書を提出する際は第3号様式を鑑文として添付すること。